

1 策定方針のスケジュール変更について

(仮称)草津市子ども計画については、令和6年度に計画期間が終了する「第二期子ども・子育て支援事業計画」、「草津市子ども・若者計画」を包含しながら、子ども基本法に基づき定められた子ども大綱を踏まえて策定を予定している。当初、国の子ども大綱の閣議決定が令和5年秋頃とされていたが、年末の令和5年12月22日となったことから、令和6年2月に予定していた(仮称)子ども計画の策定方針の庁議付議を令和6年4月以降に変更する。

《今後のスケジュール(案)》

変更前	4月	令和5年度						令和6年度				
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
国の動き	・子ども家庭庁発足 ・子ども基本法施行	・子ども大綱決定										
文教厚生常任委員会協議会							策定方針・スケジュール等について					
庁議							策定方針・スケジュール等について					

ニーズ調査・アンケート実施

変更後(案)	4月	令和5年度						令和6年度				
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
国の動き	・子ども家庭庁発足 ・子ども基本法施行	・子ども大綱(中間整理)			・子ども大綱決定			・市町村子ども計画策定ガイドライン策定(予定)				
文教厚生常任委員会協議会								策定方針・スケジュール等について				
庁議							策定方針のスケジュール変更について		策定方針・スケジュール等について			

ニーズ調査・アンケート実施

2 ニーズ調査、各種アンケート調査について

(1) ニーズ調査、団体アンケート

a) 目的

第三期草津市子ども・子育て支援計画を包含し、令和7年度を始期とする「(仮称)草津市子ども計画」の策定にあたり、同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を推計するため、また、本市の子育て支援施策の充実を図るため、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等の把握と、子育てや子どもの貧困を支援する団体の声を聞き、現状の課題を確認することを目的とする。

b) 対象・方法

就学前の子どもがいる保護者 2,000世帯 郵送(W e b回答も可)

小学生児童がいる保護者 1,000世帯 郵送(W e b回答も可)

子どもや子育てを支援する団体へのアンケート 郵送

(民生委員・児童委員、子育てサロン、児童育成クラブ、保育園、こども園など)

c) 実施時期

令和6年3月上旬から下旬を予定

(2) 子ども・若者の意見を聞く機会アンケート

a) 目的

令和5年4月に施行された子ども基本法第3条第3号、同条第4号で、年齢や発達の程度に応じた子ども（心身の発達の過程にある者をいい、若者を含む。）の意見表明機会の確保・子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条で、子ども施策の策定等に当たって子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられていることから、子ども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるため、子どもの意見はどのような手法で聴けば良いのか、子どもの意見を聴くに当たってどのような点に留意すれば良いか、また、聴いた意見の反映について、子ども・若者にどのようにフィードバックするのかを把握することを目的とする。

b) 対象・方法

市内の中学校・高校に通学する1年生 Web回答（紙による回答にも対応）

c) 実施時期

令和6年3月上旬から中旬を予定

3 その他

令和5年12月22日に「子ども未来戦略」「子ども大綱」「子どもの居場所づくりに関する指針」「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」等が閣議決定されたことを踏まえ、「居場所についてのアンケート」を、市内の小学生の中・高学年とその保護者を対象に今後、実施する予定。